

年金委員の扉

年金委員知つため情報 (5)

在職老齢年金とは？

年金委員のみなさんが知っておくとためになる「年金委員知つため情報」。今回のテーマは「在職老齢年金とは？」。働きながら受ける老齢厚生年金を在職老齢年金（略して「在老」）と言いますが、賃金と年金額との合計額が一定額を超えると、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止（減額）されます。最近は、年金を受けられるようになってからも、働き続ける人が増えています。在職老齢年金のしくみを正しく理解しておくことは、高齢期の働き方にもきっと役立つはずです。

(1) 厚生年金保険に加入しながら働く人が在職老齢年金の対象者

在職老齢年金は、厚生年金保険に入って働く60歳以上の老齢厚生年金受給者が受ける年金を賃金との見合いで支給停止するしくみです。働いていても、厚生年金保険に入っていない人は、老齢厚生年金が支給停止されることはありません。また、在職老齢年金として受ける年金は老齢厚生年金で、老齢基礎年金は在職老齢年金の対象とはならないので、支給停止されることはありません。

70歳以上の方は、厚生年金保険の被保険者の資格を70歳になったときに失いますが、厚生年金の適用事業者で働いている場合は、保険料を負担することはありませんが、在職老齢年金を受けることになります。

(2) 賃金と年金（老齢厚生年金）の合計額が一定額を超えると年金が一部または全額が支給停止される

この場合、「賃金」とは、「その月の標準報酬月額」（社会保険で言う、ほぼ「月給」のこと。）と「その月以前の1年間の標準賞与額÷12」（1年間に受けたボーナスを月割換算した金額。）を合計した金額のことで、「総報酬月額相当額」と言います。

「年金」とは、加給年金額などの加算額を除いた老齢厚生年金のことで、これを「（老齢厚生年金の）基本月額」と言います。これには、老齢基礎年金は含まれません（つまり、支給停止の対象にはなりません）。

また、賃金と年金の合計額が「一定額」を超えると支給停止がはじまる、この限度額を「支給停止の基準額」（2026年度は65万円）と言い、基本月額と総報酬月額相当額の合計額が支給停止の基準額を超えると、その超えた金額の半分を老齢厚生年金（基本月額）から差し引きます（支給停止）。これを計算式で表すと、

$$\text{支給停止額（月額）} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - \text{支給停止の基準額（65万円)}) \times 1/2$$

【例1】 基本月額10万円、総報酬月額相当額30万円の場合

基本月額（10万円）と総報酬月額相当額（30万円）の合計額は40万円となり、支給停止の基準額（65万円）を超えないでの、基本月額は支給停止されず、加給年金額も全額支給されます。

【例2】 基本月額12万円、総報酬月額相当額55万円の場合

基本月額（12万円）と総報酬月額相当額（55万円）の合計額は67万円となり、支給停止の基準額（65万円）を超えるので、支給停止額（月額） = $(12\text{万円} + 55\text{万円} - 65\text{万円}) \times 1/2 = 1\text{万円}$

基本月額（12万円） - 支給停止額（1万円） = 11万円の在職老齢年金が支給されます。また、基本月額が一部でも支給される場合は、加給年金額等も全額支給されます。

【例3】 基本月額15万円、総報酬月額相当額80万円の場合

基本月額（15万円）と総報酬月額相当額（80万円）の合計額は95万円となり、支給停止の基準額（65万円）を超えるので、支給停止額（月額） = $(15\text{万円} + 80\text{万円} - 65\text{万円}) \times 1/2 = 15\text{万円}$

基本月額（15万円） - 支給停止額（15万円） = 0円となり、基本月額は全額支給停止となります。また、基本月額が全額支給の場合は、加給年金額も全額支給停止されます。

年金委員の扉

地域型年金委員のお仕事 (5)

国民年金の保険料が安くなるって知っていますか？

地域型年金委員のみなさんは、お住いの地域で日々、年金制度のことについて広報されていますが、今回のテーマは「国民年金の保険料が安くなるって知っていますか？」。国民年金の保険料は、名目賃金の変動に合わせて毎年度改定されます。令和8年度は月額17,920円、令和9年度については1月23日に厚生労働省が月額18,290円になると発表しました。それに合わせて、国民年金の保険料を前もって払うことによって、保険料が割引される前納制度の保険料額も発表しています。

◆前納制度は前納期間と納付方法により6パターンあります

前納制度は前納する期間によって(1)6カ月前納（令和8年4月～令和8年9月分または令和8年10月～令和9年3月分の保険料）(2)1年前納（令和8年4月～令和9年3月分の保険料）(3)2年前納（令和8年4月～令和10年3月分の保険料）の3つがあります。また保険料の納付方法によって、それぞれ①口座振替②現金納付——で割引額が違います。令和8年度の国民年金保険料の前納額および割引額は次の通りです。

前納する期間 (対象となる保険料)	納付方法	
	口座振替での納付額（割引額）	現金払いでの納付額（割引額）
(1) 6カ月前納 (令和8年4月～9月分または 令和8年10月～令和9年3月分の保険料)	106,300円 (毎月納付するより6カ月分で 1,220円割引)	106,650円 (毎月納付するより6カ月分で 870円割引)
(2) 1年前納 (令和8年4月～令和9年3月分)	210,530円 (毎月納付するより1年分で 4,510円割引)	211,220円 (毎月納付するより1年分で 3,820円割引)
(3) 2年前納 (令和8年4月～令和10年3月分)	417,150円 (毎月納付するより2年分で 17,370円割引)	418,510円 (毎月納付するより2年分で 16,010円割引)

*クレジットカードにより前納する場合は現金で納付する場合と同額です。

◆令和8年4月分からの2年前納制度を利用する場合は日本年金機構（年金事務所）に申出が必要です

日本年金機構では毎年4月にその年度の国民年金保険料を現金で支払う場合に使用する保険料納付書を送っています。納付書には①毎月納付用②1年分前納用③6カ月前納用（上期）④6カ月前納用（下期）の4種類があります。

現金で2年前納する場合には、日本年金機構（年金事務所）に2年前納することを申出する必要があります。令和8年4月分～令和10年3月分の保険料を現金で支払う場合には、令和8年3月31日までに日本年金機構に申出書を提出してください。日本年金機構から4月1日以降に2年前納用の納付書が送られてきますので、その納付書を使って、令和8年4月30日(木)までに2年分の前納保険料を支払ってください。